

飼養衛生管理基準及び飼養衛生管理指導等指針 の見直しについて

令和7年6月18日

農林水産省
消費・安全局

I . 飼養衛生管理基準の見直し① 見直しの方向性

- 飼養衛生管理基準は法に基づき少なくとも**5年ごとに再検討**することとされているところ。
- 前回の改正後の状況変化として、高病原性鳥インフルエンザの大規模発生が挙げられるため、**疫学調査等を踏まえた専門家の議論で得られた侵入防止対策を家きんの基準に追加**。
- 他方、基準の項目が多く確認が煩雑といった意見もあることから、**全畜種において類似の項目と統合**するなど、整理。
- あわせてペット等として飼養されている小規模農場について、飼養衛生管理基準を適用することがなじまない場合があるといった意見もあることから、**新たに非商用農場向けの基準を設定**。

追加する項目の案（家きんの基準）

- 対応計画の策定対象となる大規模所有者が講ずる措置
 - ・ 入気口へのフィルターの設置等の塵埃対策【R 4 以降】
 - ・ **分割管理の導入の検討【R 6 中間】**
 - ・ 対応計画に農場による人員、資機材等の防疫措置の実施体制を追記
- **再発・密集等高リスク地域対策【R 5 以降】**
高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高まっている地域を予め指定し、地域内の農場は以下の取組を実施
 - ・ 地域内の農場は地域内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、農場内での消毒薬散布、フィルター設置等が行えるよう備えておく。
 - ・ 農場周辺における野鳥の生息状況を確認し、農場への侵入リスクについて把握【R3以降】
- **分割管理**に取組む場合、**都道府県に届け出た上で、確認を受ける**よう対応を記載【R 6 中間】
- **調整池等の農場敷地内の水場への野鳥飛来防止対策【R3以降】**
※ 【】内は疫学調査報告書の時期

新たに設定する基準（非商用家畜）

- **全ての家畜種の生産物の出荷を行わない小規模飼養農場**について、飼養する家畜の感染予防及び周辺へのまん延防止のための基本的な項目を中心とした**新たな基準を設定**

整理する項目の考え方（全畜種共通）

- **重複する項目の廃止**
例) 飼養衛生管理マニュアルに記載する「愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止」は別の項目で禁止しているため、廃止
- **類似した項目の統合**
例) 「他の畜産関連施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置」と「海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置」を統合
- **他の項目で担保できる項目の廃止**
例) 「畜舎外の病原体による汚染防止」の項目のうち、家畜の飼養管理に必要のない物品を畜舎内に持ち込まないことは、衛生管理区域内に物品を持ち込む際に消毒等を行うことになるため、廃止

等

1

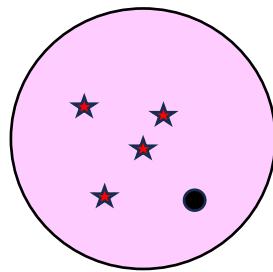
I. 飼養衛生管理基準の見直し② 再発・密集地域対策（大臣指定地域）

- 過去に発生があった農場及びその周辺農場については、本病が発生しやすい環境要因があることなどにより、他の地域と比較し発生リスクが高いと考えられる。また、家畜農場が密集する地域では、続発のリスクが高い。
- このため、地域内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、周辺農場で消毒の徹底やフィルターの設置等の塵埃対策等のまん延防止対策をすぐに取れるようにしておくことが必要。
- 飼養衛生管理基準においてこうしたリスクの高い地域を予め大臣指定地域として指定しておき、平時から消毒薬やフィルターの確保等の準備措置を規定し、防疫指針において地域内で発生があった際には都道府県が消毒命令を行い、各農場が適切な消毒等を行えるよう指示。

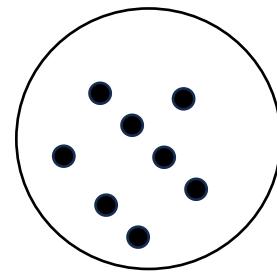
大臣指定地域に指定された農場は
発生に備えた準備を実施
(飼養衛生管理基準)

大臣指定地域となる地域のイメージ

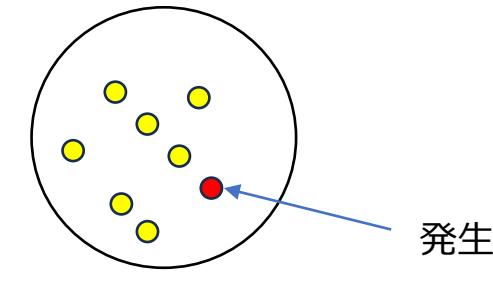
同一制限区域内で
複数の発生があった地域



農場が密集している地域



大臣指定地域内で鳥インフルエンザが発生した際に
都道府県が消毒命令を実施
(防疫指針)



都道府県に該当する地域を報告してもらい、大臣指定地域に指定。
大臣指定地域内に所在する農場は、平時から液状消毒薬の備蓄や
ウインドウレス鶏舎開口部へのフィルター等の設置準備や細霧装置の
設置等、地域内での鳥インフルエンザ発生に備える。
また、農場周辺の野鳥の生息状況の把握及び誘引防止対策の検討を行う（詳細次頁）

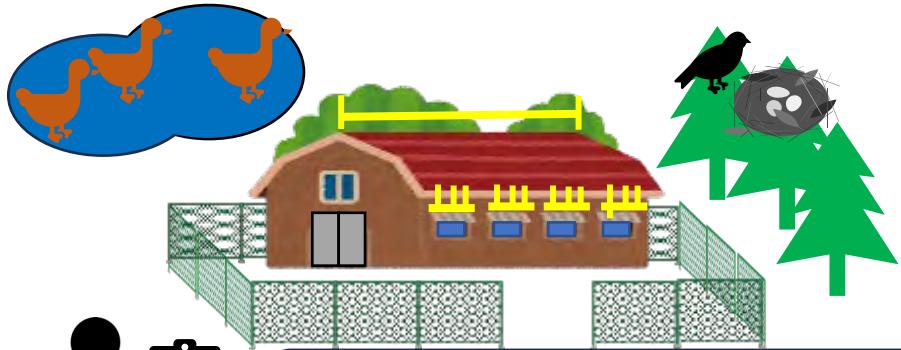
都道府県は家畜の所有者等に対して、消毒やフィルター設置を行うように方法等も含めて指示。
命令を受けた農場は指導に基づき消毒やフィルター設置等を実施。

I. 飼養衛生管理基準の見直し③ 再発・密集地域対策（地域一体の対策）

- 農場周辺のため池等の水場における水抜きや、周辺施設においてカラス等の野鳥を誘引する状況を作らないなど、都道府県や市町村含め**地域が一体となって周辺環境におけるウイルス濃度低減のための対策**を行うことが重要。
- まず自らの農場周辺における野鳥等の生息状況を把握した上で、必要な対策を講じることとなるが、対策の実施に当たっては地域的な協力が必要となる場合もある。
- このため、**飼養衛生管理基準において大臣指定地域に所在する農場に対して、周辺の状況把握と地域で実施する対策の検討を規定し、指導等指針において自衛防疫団体等を含む地域における自主的な防疫活動を行う協議会を活用し、周辺環境におけるウイルス低減対策の実施を規定。**

大臣指定地域に所在する農場周辺の 野鳥等の生息状況の把握等 (飼養衛生管理基準)

- ・農場周辺の野鳥等の生息状況の把握
- ・鶏舎の屋根や開口部付近の野鳥が止まるような構造物へのテグスや鳥よけの設置などの農場内の野鳥誘引防止対策の実施
- ・地域的な実施が必要となる野鳥誘引防止対策の検討

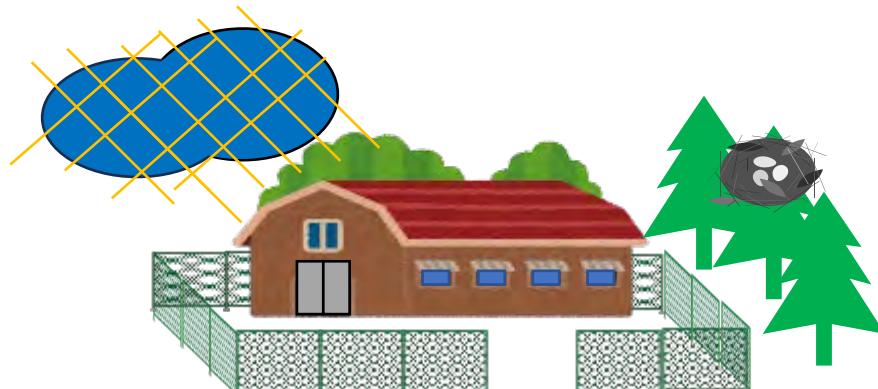


- ・周辺の林にカラスを追い払いしたい
- ・ため池に飛来するカモの誘引防止をしたい

把握した情報を基に地域一体となつた対策 (指導等指針・防疫指針)



- ・カラスの追い払い（状況によって巣の撤去）
- ・ため池への忌避テープの設置や水抜きなどの対策の実施を関係者が一体となって検討



I. 飼養衛生管理基準の見直し④ 非商用農場向けの飼養衛生管理基準の設定

- 一般的な農場と飼養形態が異なる小規模飼養農場については、基準を適用することがなじまない場合もある。
- これらの農場のうち、**生産物の出荷がない非商用農場**については、他の農場に疾病を伝播するリスクが比較的低いと考えられるため、**自らが飼養する家畜の感染予防及び疾病の早期発見に資する基本的項目**を新たな基準として設定。

非商用農場向け基準の項目の要素

- 畜舎・器具の清掃又は消毒の実施
- 手指消毒等の実施
- 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
(※) 一般家庭で飼養されている場合等は除く
- 飼料・飲水の病原体による汚染の防止
- 飼養する家畜の健康観察
- 獣医師等の健康管理指導
- 他の農場等に持ち込んだ物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置
- 野生動物の侵入防止及び害虫の駆除
- 密飼いの防止
- 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等
- 家畜防疫に関する最新情報の把握並びに特定症状が確認された場合の早期通報及び移動の禁止

(参考) 制定時の飼養衛生管理基準

飼養衛生管理基準（平成16年9月制定）

—対象家畜（牛、豚、鶏）—

- 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うとともに、家畜及び作業衣、作業靴等を清潔に保つこと。
- 畜舎に入りする場合には、手指、作業衣、作業靴等について、家畜の伝染性疾病の病原体がひろがるのを防止するために必要な消毒その他の措置をとること。
- 飼料及び水に家畜及びねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう努めること。
- 他の農場等から家畜を導入する場合には、当該家畜を導入することにより家畜の伝染性疾病の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜に異常がないことを確認するまでの間他の家畜と接触させないようにすること。
- 他の農場等に立ち入った者がみだりに畜舎に立ち入らないようにするとともに、他の農場等に立ち入った車両が農場に入りする場合には、当該車両の消毒に努めること。
- 畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なく修繕を行うとともに、窓、出入口等の開口部にネットその他の設備を設けることにより、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の害虫の侵入の防止に努め、必要に応じて駆除すること。
- 家畜を他の農場等に出荷する場合には、当該家畜が移動することにより家畜の伝染性疾病の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜の健康状態を確認すること。
- 家畜の異常をできるだけ早期に発見することができるよう、家畜の健康管理に努め、異常が認められた場合その他必要な場合には、獣医師の診療を受け、又は指導を求めるこ。
- 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。
- 家畜の伝染性疾病の発生の予防に関する知識の習得に努めること。

Ⅱ. 飼養衛生管理指導等指針の見直し

- 疫学調査時において飼養衛生管理基準を必ずしも遵守できていたといえない農場が確認される一方で、**都道府県による勧告や命令が行われる件数は極めて少なく、実効力をもった指導が行えていない**状況。
- 飼養衛生管理指導等指針において、「改善を促しても不遵守状況の改善が行われないなど、衛生管理が行われることを確保するために必要があるとき」に指導及び助言を行うよう示しているが、具体的な状況を定める規定はない。
- このため、**指導等指針に「必要があるとき」を具体的に定めるよう記載し、都道府県が策定する指導等計画において各県の実務に合わせた形での運用を具体的に定めることで、より実効性を高めることを狙いとする。**

飼養衛生管理指導等指針（法第12条の3の3）

国において策定する飼養衛生管理基準を現場に根付かせるためのガイドライン

法において、①基本的な方向、②重点的に指導等を実施すべき事項、③指導の実施体制に関する事項等を定めるよう規定。

○ 重点的に指導等を実施すべき事項

- ・畜種ごとに重点的に指導する項目
→ 家きんに追加される項目を追記（大臣指定地域の考え方、地域内で実施する指導事項等）
- ・指導及び助言、勧告、命令の実施方法等
→ 地域内への侵入要因となり得るような管理状況の農場を重点的に指導する等、優先順位を付けた指導の実施
→ 指導及び助言を行う際の具体的な判断基準（例示として以下を記載）を示すよう追記
 - ・2年連続で同一の項目について遵守されず、改善が見込まれない場合は指導及び助言を行う
 - ・一時的な過失であり、常習性が認められない場合等は指導及び助言を行う場合に当たらない
- ・人の交差等により発生農場以外の農場が殺処分対象となることを避ける取組を行うよう追記

飼養衛生管理指導等計画（法第12条の3の4）

国のガイドラインに則して、都道府県において策定する農場の指導を実行するための計画

法において、ガイドラインに則した具体的に内容に加え、以下等を記載するよう規定。

- 管内の衛生管理の実態・疾病の発生状況の収集に関する事項
- 家畜の所有者等が行う取組を助長する措置に関する事項

→ 各県の実務に合わせ、指導及び助言を行う場合を具体的に計画に規定